

2002.6.13

今後の有料道路政策について

一橋大学 杉山 武彦

1. これまでの有料道路政策研究会における各委員の主な意見

(1) 料金水準の考え方

- ・コストを背景とした償還主義で料金を決定する時代ではなく、「受益実感」に合致したものとすべきではないか。
- ・また、そのために多様な料金を認めるべきではないか。
- ・料金は要償還額からではなく、高水準サービスへの対価たる「使用料」として設定すべきではないか。

(2) 償還及び無料開放原則の考え方

- ・一定期間内に借入金を返済する償還主義は維持しつつも、無料開放原則を見直すことは検討すべきではないか（維持管理有料制など）。
- ・償還対象経費から用地費を外すなどにより、料金軽減の観点から償還負担を減らすべきではないか。

(3) プール制の考え方

- ・「受益実感」は地域・路線によって異なることから、プール制に基づく全国一律料金は見直すべきではないか。

(4) 整備の意思決定に関する考え方

- ・費用有効度の高い選択的な投資と運営が必要ではないか。
- ・インフラ部分には地域特性に着目して公費負担を考えるべきではないか。
- ・ネットワークが拡大すればするほど相互依存性は希薄になることから、今後の整備財源は地域も負担するというとも考えるべきではないか。

(5) 民営化へ向けての考え方

- ・民営化後の料金についても公的コントロールが必要ではないか。
- ・ただ民営化すればいいのではなく、徹底した規制緩和と経営の自由度の付与を民営化の条件とすべきではないか。

2. 有料道路政策を検討する上での留意点

- ・特殊法人等整理合理化計画を前提とする必要がある。
- ・道路関係四公団民営化推進委員会（以下「第三者機関」という）の議論に留意する必要がある。
- ・民営化までの移行期と民営化後についての取扱いの整理が必要である。

3. 今後の有料道路政策の方向性

(1) 民営化までの移行期について

有料道路制度の適用の考え方

- ・今後どこまで有料道路制度を用いて整備を行うかについては第三者機関において議論されることが前提となる。
- ・借入金を活用して早期整備を図る有料道路制度により整備する道路は、適正水準の料金に基づく収入で費用を賄うことが可能な路線に限定的に適用すべきである。

有料道路の料金体系の見直し

- ・借入金の返済は実際に処理されなければならない問題であり、その側面からは償還主義を維持すべきである。
- ・ただ、有料道路料金に関する社会的関心は料金の大幅な引下げや弾力化であり、事業主体として民営化への移行を先取りした経営を志向することが妥当であって、全国画一料率に固執する必要はない。したがって、料金の低廉化や弾力化が最大限なされるべきであり、一般道路等における環境問題等の課題の解決、社会資本の有効活用などの観点に立った多様で弾力的な料金施策を実施すべきである。
- ・その際、そのような政策的要請が収入減及び費用増をもたらす場合については、公的な負担を行うことが適切である。
- ・プール制については全国プールである必要はないが、地域分割プールとした場合に生ずる地域間格差、あるいは格差を生じさせないか一定範囲内に収めるために必要な公的負担の大きさについて国民に対して周知が必要である。

(2) 民営化後について

民営化後の料金のあり方

- ・民営化による新組織の料金決定に関する自由度は、国鉄民営化後のJRと同様になるものと考えられ、民営公益事業一般と同等の価格規制が導入されることになるのではないかと見られる。ただし、価格規制を実施する際はもちろん、上記(1)のような多様で弾力的な料金施策を実施するに当たっても、料金決定に関する一定程度の公的関与が必要である。
- ・民営化後の有料道路事業主体に対する公的支援は慎重に検討されるべきである。ただし政策的要請に基づく料金施策の実施に当たっては、一定要件を満たす場合には必要に応じた公的支援の可能性が検討されるべきである。

維持管理段階における有料道路制度の拡充

- ・ 料金徴収期間終了後の無料開放については、当該有料道路の高規格のサービス水準を保つために一般道路を上回る維持管理費用がかかる以上は、一般道路の維持管理費用が既存の税による負担と見合っていると仮定すれば、資源配分の効率の観点から問題であり、現行制度で認められている道路以外にも維持管理有料制を拡大すべきである。

4. 当面実施すべき施策

(1) 多様で弾力的な料金施策の実施

沿道環境対策や渋滞対策等の一般道路等における課題の解決及び社会資本の有効活用などの観点に立った多様で弾力的な料金施策を実施

[具体例]

沿道環境改善や渋滞解消のための料金施策

- ・ 住宅が多く立地する内陸部から湾岸部等への交通誘導
- ・ 有料道路への交通転換による一般街路沿道の環境改善

既存の社会資本の有効活用のための料金施策

- ・ 受益に応じた料金体系の実施

(2) 有料道路制度の適用の見直し

有料道路ネットワークとしてどこまで整備するかは第三者機関で審議されることとされているが、民営化を前提とすれば、適正水準の料金に基づく収入で費用を賄うことが可能な道路に限定的に適用すべきである。

[具体例]

- ・ 大都市圏における環状道路
- ・ ネットワークを補完する道路 等